

# 「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」の概要と取組

## 概要

### 目的

手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、本市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を規定。手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることによって、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与。

### 基本理念

手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提とし、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

### 役割



・手話への理解の促進及び手話の普及を行い、手話が使用できる環境を整備  
・手話に関する施策を推進するための体制の整備



手話に関する本市の施策に協力



・手話に関する本市の施策に協力  
・手話をコミュニケーション手段として活用し、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境を整備

## 取組

### 手話に関する施策を推進

**施策の推進方針** 手話に関する施策を推進するための方針を策定する。

#### (1) 手話への理解促進及び手話の普及

【他都市での事例】

・各種媒体を活用した啓発 ・手話啓発講座等の実施 ・イベント等での情報発信 等

#### (2) 手話による情報取得

【他都市での事例】

・窓口における手話対応 ・議会における手話通訳 ・各種説明会等での手話通訳 等

#### (3) 手話による意思疎通支援

【他都市での事例】

・手話通訳者派遣 ・手話通訳人材の養成 ・緊急時や災害時における対応 等

#### (4) 手話を必要とする人への相談支援

【他都市での事例】

・様々なニーズに対応した的確な相談支援（就労・子育て・福祉・医療等）

#### (5) その他、条例の目的を達成するために必要な事項

【他都市での事例】

・手話を必要とする観光旅行者等への対応（観光インフォメーション等）

### 本市が取り組むべき事項

- ・手話を使用できる職員の増員  
手話を使用できる職員を増やすように努める
- ・公共施設等に対する啓発  
病院及び広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関における手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、これらに対する積極的な啓発に努める
- ・学校における理解の促進  
学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努める

### 推進方針の策定にあたって

- ・大阪市障がい者施策推進会議を市の内部組織が連携して推進する体制として位置づけて施策を推進。同推進会議の下に推進チームを設置。
- ・ろう者、手話通訳者、その他関係者で構成される推進方針検討会議（仮称）を設置して施策の推進方針を策定。